

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月22日

【会社名】 P C I ホールディングス株式会社

【英訳名】 P C I H o l d i n g s , I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横山 邦男

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号

【電話番号】 (0 3) 6 8 5 8 - 0 5 3 0 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 井口 直裕

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号

【電話番号】 (0 3) 6 8 5 8 - 0 5 3 0 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 井口 直裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年12月21日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年12月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円

配当総額161,000,240円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、当社定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

天野豊美、横山邦男、堀部保弘、井口直裕、杉園和也、小野種紀の計6名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

太平博一、高原明子、野村昌弘、坂栄鷹子の計4名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年12月18日開催の当社第16回定時株主総会において年額350百万円以内とご承認いただいており、また、2018年12月20日開催の当社第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関して支給される金銭報酬債権は年額50百万円以内とご承認いただいておりましたが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、これらの報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する報酬等として年額20百万円以内として新株予約権を割り当てるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	61,015	309	-	(注) 1	可決 99.43
第2号議案	61,134	190	-	(注) 2	可決 99.63
第3号議案					
天野 豊美	60,034	1,290	-		可決 97.84
横山 邦男	60,718	606	-		可決 98.95
堀部 保弘	60,728	596	-	(注) 3	可決 98.97
井口 直裕	60,742	582	-		可決 98.99
杉園 和也	60,742	582	-		可決 98.99
小野 種紀	60,692	632	-		可決 98.91
第4号議案					
太平 博一	60,567	757	-		可決 98.70
高原 明子	61,008	316	-	(注) 3	可決 99.42
野村 昌弘	60,647	677	-		可決 98.83
坂栄 鷹子	60,623	701	-		可決 98.80
第5号議案	59,223	2,103	-	(注) 2	可決 96.51

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上